11100

埼玉県

さいたま市

〈補助金、融資、奨励金〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
さいたま市産業立地促進補助金交付要綱	H17.10	1.　対象産業分野 ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア、食品関連 2.　対象機能 対象産業分野の企業に係る本社機能、東日本の活動拠点機能、研究開発機能、製造機能 3.　事業実績 ＜主な交付条件＞ ○1年以上の事業実績 （大型の特例は、3年以上の事業実績） ○立地後 10 年以上の事業継続 4.　立地規模 補助対象床面積 1,000 ㎡を超えること （中小企業特例は、床面積条件なし） （大型の特例は、補助対象床面積 1,000 ㎡を超えること、かつ常時雇用者数 500 人以上） 5.　投下固定資本額 3億円以上 （中小企業特例は、1億円以上） （大型の特例は、50 億円以上）	補助金 ○投下固定資本額（本社機能や研究開発機能や東日本の活動拠点機能や製造機能の整備に要した建物の建設経費及び、償却資産の取得経費）の 10％ ○限度額　2億円 （大型の特例は 10 億円） ○交付方法　10 年分割交付
さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱	H18.2	1.　対象産業分野 ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア、食品関連 （特定エリア特例はオフィスの用途として賃借する場合、業種問わず）	補助金 ○3ヶ月分の建物賃借料（敷金、保証金を除く） ○限度額　500 万円 （大型の特例は、1,000 万円） ○交付方法　一括交付

		2.　対象機能 対象産業分野の企業に係る本社機能、東日本の活動拠点機能、研究開発機能、製造機能 3.　事業実績 ＜主な交付条件＞ 〇1年以上の事業実績 （大型の特例は、3年以上の事業実績） 〇進出後3年以上の事業継続 4.　立地規模 〇中小企業特例の場合、常時雇用者数5人以上 〇一般企業の場合、常時雇用者数 10 人以上（研究開発機能の場合、常時雇用者数5名以上） 〇大型特例の場合、常時雇用者数 100 人を超えること、又は補助対象床面積 1,000 ㎡を超えること （特定エリア特例については、一般企業の場合、常時雇用者数 50 人を超えることかつ補助対象床面積 1,000 ㎡を超えること。大型特例の場合、常時雇用者数 100 人を超えることかつ補助対象床面積1,000 ㎡を超えること）	

【詳しくはこちら（https://www.city.saitama.jp/005/002/004/p046851.html）←さいたま市 HP】

11201
埼玉県
川越市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
川越市企業立地奨励金等交付要綱	H23.4 制定 H26.4 改正 H30.4 改正 H31.4 改正	1 市内に事業所を有しない企業等が、市内に新たに事業所を設置 市内に事業所を有する企業等が、市内の別の場所に新たに事業所を設置 市内に事業所を有する企業等が、既存敷地内に新たに事業所を設置 2 対象企業等の業種 製造業　情報通信業地域未来投資促進法に係る知事承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、同計画に係る事業のために立地する事業者の用に供されるものであること。 3 立地する事業所の敷地面積が1,000 ㎡以上で、かつ、その事業所の延床面積が 500 ㎡以上 4 立地する事業所において常時雇用する従業員数 10 人以上	○企業立地奨励金 立地した事業所の土地・家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額を合計した額に次に掲げる割合を乗じて得た額を操業開始後最初の固定資産税課税年度の翌年度から起算して5年間交付。 交付率は、原則1/2とし、以下の項目を満たす場合には、1項目につき1/10 を加算し、最大で8/10 の効率とする。 ・建築された家屋が ZEB の認証を取得した場合、ISO14001、エコアクション 21 認証又は、埼玉県エコアップ認証制度のいずれかの認証を取得した場合。 ・市との連携協定を締結した場合又は、埼玉県 SDGs パートナーへ登録した場合。 ・本社機能・研究所機能を有するもの、もしくは埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画についての地域経済牽引事業計画について埼玉県知事承認を得て行う立地の場合は下記交付率。 また、上限額は 1,000 万円とする。 ○雇用促進奨励金 企業立地奨励金の対象事業者が、立地した事業所の操業等開始時に、川越市内に住所を有する者を新たに常時雇用する従業員として雇用した場合で、その者を1年以上雇用継続したときには、その新規雇用従業員1人当たり 30 万円（限度額 300 万円）を1回交付。
			○従業員転入奨励金 企業立地奨励金対象事業者が立地をする事業所の操業を開始するに当たり、既常時雇用従業員で市外に住所を有する者のうち、当該事業所の操業を開始した日から起算して6カ月以内

			に市内へ転入した従業員が、交付申請の日までにおいて1年以上継続して市内に住所を有し、かつ継続して雇用されている場合に常時雇用従業員の数に 30 万円を乗じて得た額に、対象従業員に 18 歳以下のこどもがいる場合、こどもの数に10万円を乗じた額を加算した額とし、1事業所当たり500万円を限度とする。

11202
埼玉県
熊谷市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例	H22.12 制定 H23. 4 施行 H28. 4 施行 R3.4 施行 R7.4 施行	1.業種 農業(農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)第 98 条第1項第7号に規定する施設園芸を行うものに限る。)、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業(ただし、小売業については、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第8条第1項第1号に規定する商業地域及び都市機能誘導区域として定められている地域におけるもの並びに熊谷市開発許可等の基準に関する条例施行規則(平成 17 年 10 月1日規則第 175 号)第3条第1項第4号ウに規定する生活利便施設を除き、物品等を保管することを目的とするもののみ)、宿泊業(旅館、ホテルに限り、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第6項第4号に掲げる営業を営むものを除く。)、医療 (医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第1条の5第1項に規定する病院又は 10 人以上の患者を入院させるための施設を有する同条第2項に規定する診療所に限る。)、サービス業(自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。)、建設・鉱山機械整備業、電気機械器具修理業及びコールセンター業に限る。)、	奨励金 ①事業所新設等奨励金 新設等した事業所に係る固定資産税相当額(10/10)を操業後3年度分(重点業種事業の用に供する目的の新設等(以下「重点業種事業用新設等」という。)である場合又は、資本金の額が 1,000 万円以上で、かつ、本店、主たる事業所その他の規則で定める事務所を有する企業にあっては、5年度分)交付(1年度当たりの限度額 5,000 万円(新設等した事業所が重点業種事業用新設等である場合は限度額1億円)) ②雇用促進奨励金 市民を新規雇用して、1年を経過するまで継続雇用し引き続き市民である場合、正規雇用1人当たり 50 万円、非正規雇用1人当たり 20 万円を交付(限度額 3,000 万円) 新設等した事業所が重点業種事業用新設等である場合には、正規雇用1人当たり80 万円、非正規雇用1人当たり 30 万円を交付(限度額 5,000 万円) ③従業員転入促進奨励金 市内転入した正社員1人当たり 10 万円を1回交付(限度額1,000 万円) ④太陽光発電設備設置奨励金 出力10kW以上の太陽光発電設備を設置した場合、設置に要した費用の額に 1/2 を乗じて得た額を 1 回交付(限度額 500 万円) ⑤緑化推進奨励金 法令等で定められた面積を超えて緑地を設置した場合、設置に要した費用の 1/2 を1回交付(限度額 1,000 万円) ⑥埋蔵文化財発掘調査奨励金 埋蔵文化財の発掘調査を実施した場合、調査に要

		及び重点業種事業とする。重点業種事業とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)第 13 条第4項又は第7項の承認を受けた事業者が行う当該承認に係る同条第1項の地域経済牽引事業計画に定められた同法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業とする。 2.交付の要件 ⑴事業を開始する事業所に係る土地や建物を取得又は賃借すること ⑵取得の場合は以下の①、②、④のいずれかを、賃借の場合は②、③、④のいずれかを満たすこと ①投下固定資産の合計額が 5,000 万円(その区域が都市機能誘導区域である場合にあっては、3,000 万円)以上であること ②事業所の敷地面積が 2,000 ㎡以上又は床面積が 1,000 ㎡(その区域が都市機能誘導区域である場合にあっては、100 ㎡)以上であること ③新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計が 1 月当たり 20 万円以上であること(その区域が都市機能誘導区域である場合に限る) ④コールセンターであって、常用従業員が 50 人以上の規模であること ⑶製造業の事業所の場合は、市と公害の防止に関する協定を締結していること 3.手続き 事業所の事業開始の日の翌日から起算して 30 日以内に指定事業者の申請を行うこと	した費用の 1/2 を 1 回交付(限度額 1,000 万円) ⑦社宅・社員寮建設等奨励金 交付要件に該当する共同住宅等の戸数に 50 万円(新設等した事業所が重点業種事業用新設等である場合は 80 万円)を乗じて得た額を 1 回交付(限度額 1,000 万円(新設等した事業所が重点業種事業用新設等である場合は限度額 2,000 万円)) ⑧従業員転入奨励金 市内へ転入した正社員に対して 10 万円(金券等)を 1 回交付

11203
埼玉県
川口市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
川口市企業立地補助金交付要綱	H15.4	1.市内で製造業を営み、又は新たに営もうとする事業者で、市税を完納している者 2.製造を行う工場面積が 100 ㎡以上の新増設を行う事業者 3.貸工場の場合は、所有者と借家人(法人にあってはその代表者)が3親等以内の親族でないこと 4.都市計画法上の準工業地域、工業地域、工業専用地域内であること	助成金 ○固定資産税等相当額補助金 固定資産税等に相当する額の 1/2、3年度間、1年度 200 万円限度 ○貸工場賃借料相当額補助金 家賃相当額の 1/2、24 ヶ月、月額 10 万円(年度内 120 万円)限度 ○雇用促進補助金 固定資産及び貸工場の補助金に該当した事業者が、工場を操業開始した日から1年を経過した日(以下「基準日」とする)の前日までに雇用し、その後、基準日より1年間継続して市内に住所を有する新規従業員を雇用した場合、1人あたり 20 万円、300 万円限度
		1.新たに「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用し、流通業務施設又はデータセンターを整備する事業者で、市税を完納している者	○流通業務等施設固定資産税相当額補助金 固定資産税に相当する額の 1/2、3年度間、1年度 200 万円限度
川口市中小企業融資条例 (産業立地促進資金融資)	H14.4	1.製造業を行っている方で、この融資を受けた日から2年以内に市内において当該事業と同一の事業を行うため新たに事業所を設置し、当該事業所において事業を開始する具体的な計画を有する中小企業者 2.申請日以前3年以上引き続き同一の場所に事業所を有すること 3.申請日以前3年以上引き続き同一の事業を行っていること 4.保証協会の保証対象業種を営んでいること	融資 1.対象者 市内の工業適地(工業専用地域、工業地域又は準工業地域)に新たに事業所を設置して生産を行う製造業者 2.資金使途 事業用地の購入費を含む設備資金(既に取得又は建設したものに要する資金は除く) 3.限度額 2億 8,000 万円 4.貸付期間 20 年以内 5.据置期間 2年以内 6.返済方法 分割返済 7.利率 年 1.1%

		5. 許認可等が必要とされている事業にあっては、その許認可を取得していること（有効期限内で名義人は申請者と同一であること） 6. 租税を完納していること 7. 貸付金の返済が確実であること	8. 担保　原則として必要 9. 連帯保証人 ・個人　原則不要 ・法人　原則代表者 10. 信用保証　必要に応じて付する

11206
埼玉県
行田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
行田市企業誘致条例	H25.4	【対象業種】 製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、自動車整備業、機械等修理業、コールセンター ※ショッピングモール等の商業施設にテナントとして出店する店舗は対象外とします。 【交付要件】 次の1から5のすべての要件に該当すること。 1 事業所の敷地面積が 1,000 ㎡以上であること。敷地の拡張を伴う増設の場合は拡張部分の敷地面積が 500 ㎡以上であること。 2 事業所の床面積が 500 ㎡以上であること。増設の場合は拡張部分の床面積が 250 ㎡以上であること。 3 公害を発生させる恐れがないこと。 4 市税等の滞納がないこと。 5 新設等を行った事業所において常時雇用する従業員（雇用保険の被保険者であり、新設等を行った企業と雇用関係にある者に限る）が 10 人以上であること。 ※増設とは、敷地内に事業所を拡張すること又は当該敷地に隣接する土地に事業所を拡張することをいう。 ※既存事業所の敷地内に増設する場合は、敷地面積 1,000 ㎡以上で増設部分の床面積 250 ㎡以上であること、隣接地に敷地を拡張して増設する場合には、拡張部分の敷地面積が 500	(1)企業立地奨励金 ① 施設設置奨励金 ・取得、又は賃借した土地、建物、償却資産に対して課された固定資産税・都市計画税相当額を事業開始の翌年度から3年度分交付する。 ※行田市内に本店登記をしている場合、3年間、年 500 万円追加交付 ② 雇用促進奨励金 ・事業開始前6ヵ月から事業開始後6ヵ月までに新たに雇用された者が、事業開始後1年経過時まで引き続き市内に居住し、雇用されている場合、1人につき 50 万円を交付する。（上限 500 万円、1回限りの交付） ※行田市内に本店登記をしている場合、対象者1人当たり 75 万円を交付(1回限り、上限 1,500 万円) ③ 太陽光発電設備設置奨励金 ・出力 10KW 以上の太陽光発電設備設置した場合、1KW 当たり 35 万円を交付する。（上限 500 万円、1回限りの交付） ※国、県その他の団体から同種の補助を受けている場合は、設置に要した費用から当該補助を受けた額を控除した額のいずれか少ない額を交付する。 ④ 太陽熱温水器設置奨励金 ・集熱面積 15 ㎡以上の太陽熱温水器を設置した場合、1㎡当たり 15 万円を交付する。（上限 500 万円、1回限りの交付） ※国、県その他の団体から同種の補助を受けている場合は、設置に要した費用から当該補助を受けた額を控除した額のいずれか少ない額を交付する。

		㎡以上で増設部分の床面積が 250 ㎡以上であることが要件となります。 ※市税等には、市税の他に負担金、使用料等も含まれます。	⑤ 上水道口径別加入金奨励金 ・口径別加入金を納付した場合、当該金額の 1/2 を交付する。 （上限 500 万円、1回限りの交付） ⑥ 下水道受益者負担金奨励金 ・受益者負担金を納付した場合、当該金額の 1/2 を交付する。 （上限 1,000 万円、1回限りの交付） ⑦ 用地取得奨励金 ・事業用地を取得（事業開始前5年以内の取得のもの）した場合、取得費の 1/2 を交付する。（上限 1,000 万円、1回限りの交付） ⑧ 従業員転入奨励金 ・既雇用従業員が、事業開始後6ヶ月以内に市内へ転入し、1年間継続して市内に住所を有し、かつ継続して雇用されている場合、1人につき 10 万円を交付する。 （上限 300 万円、1回限りの交付） ※行田市内に本店登記をしている場合、対象者1人当たり 25 万円を交付(1回限り、上限 1,500 万円)

11207

埼玉県

秩父市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条 例 名	制定年月	対象者の要件	内　　容
秩父市工場等誘致条例	H17.4	工場等の新設、移設・増設 1. 敷地面積 新設:3,000 平方メートル以上 移設・増設:1,500 平方メートル以上 2. 延床面積 1,000 平方メートル以上 3. 従業員数 ・常時雇用:10 人以上 ・秩父市民の新規雇用 (奨励金 C のみ) 新設:5人以上 移設・増設:3人以上 (かつ、移設・増設前より常時雇用者数が増加していること) 4. 公害発生のおそれのないこと 5. 優遇措置対象として指定を受けた日から5年以内に全ての要件を満たすこと	(1)固定資産税相当額奨励金(奨励金 A) 固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額を3年間交付 ※操業開始届受理日以後最初の課税年度から3年間 (2)水道加入金相当額奨励金(奨励金 B) 水道加入金の2分の1(上限 1,000 万円)を交付 (3)投下固定資本額奨励金(奨励金 C) 建物・償却資産の建設費(取得費)及び土地造成費の5%または3%を、5年間に分割して交付 新設:5%(上限1億円) 移設・増設:3%(上限 5,000 万円) ※操業開始届受理日の翌年度から5年間 【大型特例】 常時雇用者数が 200 人以上かつ秩父市民の新規雇用が 15 人以上の場合、奨励金 C の上限額が、新設:5億円、移設・増設:1億円
秩父市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱(のうち「水道多量使用事業」)	H24.3	市内に事業所を有する個人または法人	年間上水道使用量(のうち、事業に使用したものに係るもの)が 6,000 立方メートルを超え 10 万立方メートル以下の分に対して1立方メートル当たり 10 円、10 万立方メートルを超えた分に対して1立方メートル当たり 20 円(上限 1,000 万円)
先端産業育成補助金	H29.4	市内中小企業者または市内中小企業者と連携して補助対象事業に取り組もうとする中小企業者	先端産業(ドローン、宇宙航空、自動走行システム、医療福祉分野、次世代エネルギー、ロボット又は人工知能)に関する新技術の開発・新製品の試作及び開発等に掛かる原材料費、加工費、委託費、機械装備費、技術導入費、運搬費等の 2/3(上限 100 万円)

11208

埼玉県

所沢市

〈企業立地等奨励金〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員　（人以上）			
所沢市企業立地支援条例 (H25.12 制定、H30.4 改正)		所沢市で、工場等の新設、移転、拡張に対して、立地にあたり取得した土地、建物及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額を3年間または5年間奨励金として交付します。このほか、雇用促進奨励金(新たに市民を雇用)、障害者雇用促進奨励金(雇用促進奨励金が限度額に達している場合で、更に障害者を雇用)、企業立地協力者奨励金(立地する事業者に対して土地等を譲渡・貸付した場合)、特例子会社設立奨励金(市内に特例子会社を設立した場合)もございます。 詳しくはこちら(所沢市企業立地支援奨励金制度のご案内)		

〈都市型産業等育成補助金〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員　（人以上）			
所沢市都市型産業等育成補助金交付要綱 (H30.8 制定、H31.4 改正)		所沢市内で、対象業種に該当し、新たに事務所等を賃借する法人、または、個人の方に対し、その賃借料を最長 24 か月間、月額 10 万円(上限)補助する制度です。対象業種は、製造業、情報通信業、自然科学研究所、・アニメーション・コンテンツ・ICT 関連産業など。上記以外の業種でも、以下の本社(主として総務・人事を行う社員 6 人以上が常駐する本社)については対		

	象となります。 詳しくはこちら(都市型産業等育成補助金のご案内)		

11209
埼玉県
飯能市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
飯能市企業立地奨励金等交付要綱	H17.4	〈対象業種〉 ○特定施設誘導地域内又は飯能大河原工業団地内に立地された事業所で市長が認めるもの 〈条件〉 ①新たに土地又は家屋を取得するか、新たな土地又は家屋を賃貸借で借り受けて事業所等を設置したとき ②閉鎖中の施設を取得又は賃貸借で借り受けて事業所等を設置したとき ③いずれも市長が認めるものとする 〈対象〉 ○奨励金対象業種であり、次の①と②のどちらかの要件を満たし、かつ、次の③、④の要件を満たすもの ①事業所等敷地面積　2,000 ㎡以上 ②事業所等延床面積　1,000 ㎡以上 ③従業員数 10 人以上の事業所であること	企業立地奨励金 ○固定資産税に相当する額を事業開始後3年間を限度として交付（閉鎖中の施設を取得又は賃貸借で借り受けて事業所等を設置したときは、固定資産税相当額に 5/10 を乗じて得た額） https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyokeizaibu/sangyoshinkoka/kigyoyuchi/1903.html
		〈対象業種〉 ○農業・林業・製造業・情報通信業・運輸業及び特定施設誘導地域内又は飯能大河原工業団地内に立地された事業所で市長が認めるもの 〈条件〉 ○立地を決定した日以後、市内に住所を有する者を 10 人以上雇用し、当該雇用が引き続き1年以上継続していること 〈対象〉 ○企業立地奨励金の交付対象事業者であること	雇用等促進奨励金 ○1人当たり 10 万円を事業開始後3年間を限度として交付（同一年度内の限度額は 500 万円） https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyokeizaibu/sangyoshinkoka/kigyoyuchi/1903.html

11211

埼玉県

本庄市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
本庄市企業誘致条例	H18.3	○市内に、製造業、情報通信業、運輸業を新設又は増設する企業で、次のいずれかの要件に該当すること 1.事業所の用地面積が、新設は 3,000 ㎡以上(増設は1,500㎡以上)で、かつ、事業開始に伴い、常時雇用従業員として市内に居住する者を1人以上新規雇用(常時雇用従業員以外の場合は2人以上)又は常時雇用従業員 1 人以上の市内転入があること 2.新設又は増設した事業所の投下資本額(固定資産税対象資産)が1億円以上で、かつ、事業開始に伴い、常時雇用従業員として市内に居住する者を1人以上新規雇用(常時雇用従業員以外の場合は2人以上)又は常時雇用従業員 1 人以上の市内転入があること 3.設備投資をした事業所の投下資本額が1億円以上であること	奨励金 ①　施設奨励金 企業が取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を3年間交付。 ②設備投資奨励金 既設事業所の設備投資について、事業開始後最初に賦課される固定資産税の当該設備投資に係る償却資産に相当する額を当該年度に限り交付。 ③雇用促進奨励金 企業が新規雇用した人数に 10 万円を乗じた額(300 万円を限度とし、1回限り)を交付。 ④法人市民税奨励金 企業が事業開始の日の属する年度の翌年度に係る法人市民税(100 万円を限度とし、1回限り)を交付、ただし、本庄市企業誘致条例は、新設のみ該当する。

11212

埼玉県

東松山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
東松山市がんばる企業応援条例	H28.4	次のいずれにも該当すること。 1　次のア又はイのいずれかに該当すること。 ア　工場、流通業務施設若しくは研究施設の用に供する事業所又は本社機能を有する事業所の新設、拡張又は設備投資をする者であること。 イ　東松山市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内において、当該区域の誘導施設である事業所を新設する者であること。 2　事業内容が都市計画法及び関係法令に適合すること。 3　事業の用に供するための投下固定資産額(土地、家屋及び償却資産の取得合計額)が 4,000 万円以上であること。 4　市税等を滞納していないこと。 5　産業の振興に寄与するものであると市長が認めるものであること。	奨励金 ○事業所新設奨励金 　新設した事業所に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付します。(納付分を翌年度交付) ○事業所拡張奨励金 　既存の事業所の敷地内または隣接地に拡張した事業所に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付します。(納付分を翌年度交付) ○設備投資奨励金 　新たな設備の設置に対し、増加した償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を奨励金として交付します。(納付分を翌年度交付) ○詳しくはこちら(市ホームページ 　https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/3/2758.html

11214

埼玉県

春日部市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
春日部市企業誘致条例	H17.10	○適用地域に工場等を新設する者 1.敷地面積　1,000 ㎡以上 2.延床面積　300 ㎡以上 3.常時雇用従業員数　10　人以上又は市内に住所を有する5人以上	奨励金 1.当該指定を受けた工場等に係る固定資産税(指定企業が納税義務者となる者に限る)について、操業開始日以後最初の課税年度から3年間を限度とし、各年度に納付すべき固定資産税相当額に以下に掲げる割合を乗じた額の奨励金を予算の範囲内で交付 第1年度　固定資産税相当額の 10/10 以内 第2年度　固定資産税相当額の 9/10 以内 第3年度　固定資産税相当額の 8/10 以内 2.水道加入分担金の納付を行った指定企業に対して、水道加入分担金相当額の 5/10 以内の割合を乗じた額の奨励金を予算の範囲内で交付

11215
埼玉県
狭山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
狭山市企業立地奨励金等交付要綱	H18.3	1.対象となる業種 製造業、運輸業、情報通信業、自然科学研究所 2.交付の要件 (1)立地する事業所の敷地面積が 2,000 ㎡以上か、延床面積が 1,000 ㎡以上（中小企業は、敷地面積1,000 ㎡以上、延床面積500 ㎡以上） (2)常時雇用従業員数が 10 人以上であること（中小企業が立地する場合は人数制限なし）	企業立地奨励金 （大企業の場合） 1.立地した事業所の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額の 1/3 の額を交付 2.交付期間は3年間 3.年度毎の交付限度額は1千万円 （中小企業の場合） 1.立地した事業所の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額の 1/2 の額を交付 2.交付期間は5年間 3.年度毎の交付限度額はなし
		1.雇用促進助成金 奨励金の交付申請時において、狭山市内居住者を新規に1年以上常時雇用していること	その他助成金（奨励金を受ける企業を対象とする） ○狭山市内居住者の新規雇用従業員1人あたり 20 万円交付 ○限度額は 400 万円 ○交付回数は1回
		2.正規従業員雇用促進助成金 雇用促進助成金対象者であり、かつ正規従業員であるとき	○正規従業員1人あたり30 万円を雇用促進助成金に上乗せして交付 ○交付回数は1回
		3.障害者雇用促進助成金 雇用促進助成金対象者であり、かつ、身体障害者等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている者）であるとき	○身体障害者等1人あたり10 万円を雇用促進助成金に上乗せして交付 ○交付回数は1回
		4.女性雇用促進助成金 雇用促進助成金対象者であり、かつ女性であるとき	○女性1人あたり10 万円を雇用促進助成金に上乗せして交付 ○交付回数は1回
		5.社会進出応援助成金 雇用促進助成金対象者で女性もしくは障害者であり、雇用促進助成金の交付算定外（交	○女性、障害者 1 人あたりそれぞれ 10 万円を交付 ○限度額は、女性・障害者それぞれ 100

		付を受けていない者）であるとき	万円 ○交付回数は 1 回
		6.環境保全施設設置助成金 立地企業の施設にリサイクル、省エネルギーや、自然エネルギー利用等、環境への負荷軽減に役立つ設備を導入したとき	○リサイクル施設等の設置費用の 1/2 を交付 ○限度額は 300 万円 ○交付回数は1回
		7.水道利用加入助成金 立地に伴って水道利用加入金を納入したとき	○水道利用加入金の 1/2 を交付 ○限度額は 300 万円 ○交付回数は1回
		8.埋蔵文化財発掘調査助成金 立地に伴って埋蔵文化財の発掘調査を行ったとき	○発掘調査に要した費用の 1/2 を交付 ○限度額は 300 万円 ○交付回数は1回

11217

埼玉県

鴻巣市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
鴻巣市企業誘致条例	H23.9 H28.3.30 改正 H28.10.1 施行	工場等の新設・増設	固定資産税及び都市計画税相当額を3年間交付（限度額1千万円で増設及び移設は相当額の 1/2）
		市民の新規雇用1年以上	1人あたり 30 万円を交付（1回） 限度額 900 万円

11218

埼玉県

深谷市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員　（人以上）			
工場等の投資固定資産の総額 10,000 ※指定の対象となる事業 ①農業に属する事業（植物工場に限る） ②製造業に属する事業 ③運輸業のうち、道路貨物運送業及び倉庫業に属する事業	工場等の設置により、市内に居住する者の新たな雇用創出が図れること	0.7/100 に軽減	固定資産税	5年間 ※工場等が操業を開始した日の属する年の翌年の 1 月 31 日までに市長に申請すること

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
深谷市工場等立地促進条例	H18.1	○工場等の投資固定資産の総額が 10 億円以上であること ※指定の対象となる事業 ・農業に属する事業（植物工場に限る） ・製造業に属する事業 ・運輸業のうち、道路貨物運送業及び倉庫業に属する事業 ※工場等の設置により、市内に居住する者の新たな雇用創出が図れること	奨励金 ※税制上の優遇措置に加え、 ①工場等立地奨励金 投資固定資産に対する固定資産税相当額（5年間の不均一課税 0.7/100 のうち）3年間を奨励金として交付 ②雇用奨励金 工場等の設置により、市内に居住する者の新たな雇用創出が5人以上、継続的な雇用がされている場合1人当たり 30 万円を3年間まで交付 限度額　1億円 ③緑化奨励金 工場等の設置時に、規則で定める緑地面積に1㎡当たりの緑化に要する費用（当該費用が 10,000 円／㎡を超える場合は 10,000 円／㎡）を乗じて得た額の 1/2 の額を1回に限り交付 限度額　5,000 万円

11221

埼玉県

草加市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
草加市企業立地促進条例	H20.9	新たに事業所の土地や建物を所得又は賃貸する企業等	奨励金 ○事業所に係る固定資産税及び都市計画税又は事業所の賃借料の一部（限度額は要件により200 万円～1,500 万円）

※企業立地促進奨励金の新規受付停止

11224

埼玉県

戸田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名		制定年月	対象者の要件	内　　容
戸田市産業立地推進事業補助金交付要綱	工業立地推進事業	H20.4 （改定 R2.4 R4.3 R4.4）	製造業等を営む者で工業地域等に工場等を立地し事業を行う者	補助金
			○工場等を立地し、自ら事業を行う者	【工場等の新設及び増設】 ○固定資産・都市計画税の課税相当額の 1/2 以内 1申請1年度当たり上限 300 万円（3年間）
			○工場等主と工場等の賃借契約を工業地域等で 新たに締結し自ら事業を行う者で、工場等主と借主（法人にあってはその代表者）が配偶者及び3親等以内でない者	【工場等の賃借】 ○賃料の 1/2 以内 1申請につき1年度当たり上限 120 万円、月額 10 万円以内（2年間）
			○工業地域等で事業を営む者で、新たに事業に供する取得額 1,000 万円以上の設備を自ら導入した者	【設備投資】 ○固定資産税の課税相当額の 1/2 以内 1申請につき1年度当たり上限 50 万円（3年間）
			○工業地域等に上記補助対象に係る工場等の新 設、増設、賃借又は設備投資をした者が、1年以 上戸田市に住所を有する新従業員を1年間継続 して雇用した場合	【雇用促進】 ○1人 30 万円（1年間）
			対象者の要件	内　　容
	IT関連企業等立地推進事業		IT 産業を営み、又は新たに営もうとし、若しくはサテライトオフィス等を設置しようとする者	補助金
			○事業所等を立地し自ら事業を行う者	【事業所等の新設及び増設】 ○固定資産・都市計画税の課税相当額の 1/2 以内 1申請1年度当たり上限 300 万円（3年間）
			○事業所等主と事業所等の賃借契約を新た	【事業所等の賃借】

			に締 結し自ら事業を行う者で、事業所等主と借主（法人にあってはその代表者）が配偶者及び3親等以内でない者	○賃料~~年~~の 1/2 以内 1申請につき1年度当たり上限 120 万円、月額 10 万円（2年間）
			○新たに設備を導入し、又は施設を改装し、自ら事業を行う者	【設備投資及び施設改装】 ○経費の 1/2 以内 1申請1年度当たり上限 50 万円（3年間）
			○事業所等に上記補助対象に係る事業所等の新設、増設、賃借又は設備投資及び施設改装事業をした者が、1年以上戸田市に住所を有する新従業員を1年間継続して雇用した場合	【雇用促進】 ○1人 30 万円（1年間）

11225

埼玉県

入間市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
入間市商工業振興条例	R5.4.1 改正	工場等又は本社の新設事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 中小企業者が行う事業であって、工場等の新設にあっては敷地面積 1,000 ㎡以上かつ延床面積 500 ㎡以上のもの、本社の新設にあっては敷地面積 500 ㎡以上かつ延床面積 300 ㎡以上のもの (2) (1)以外の企業が行う事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの ア:従業員(常時雇用され、給与の支払いを受ける者をいう。)10 人以上であること。 イ:工場等の新設にあっては敷地面積 2,000m2 以上かつ延床面積 1,000 ㎡以上のもの、本社の新設にあっては敷地面積 500m2 以上かつ延床面積 300 ㎡以上のもの (3) 市長が特に認めたもの 詳しくは入間市公式 HP をご確認ください。 入間市公式 HP	工場等又は本社の立地に係る土地(その取得又は賃貸借契約の始期の日から原則3年以内に業務を開始した工場等又は本社の立地に係る土地に限る。)、家屋及び償却資産(リース契約に係るものを除く。)に課せられた前年度の固定資産税相当額に規則で定める助成率を乗じた額とし、1 億円を限度とする。

11232
埼玉県
久喜市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
久喜市企業誘致条例	H22.12 R6.3 改正	市内又は市内特定地域に、事業所を新設・増設・移設を行う企業 (1) 事業所の新設等をする企業であること。 (2) 事業所が規則で定めるいずれかの事業の用に供されるものであること。 (3) 事業所の敷地面積が 3,000 平方メートル以上であること。 (4) 事業所の延床面積が 1,000 平方メートル以上であること。 (5) 事業所において常時雇用従業員の数が 10 人以上であること。ただし、中小企業者はこの限りでない。	助成金 ①雇用促進助成金 ○1人当たり 10 万円（限度額 300 万円、本社機能を有する事業所の場合は限度額 500 万円） ②障がい者雇用促進助成金 ○1人当たり 30 万円 ③太陽光発電設備設置助成金 ○出力 1 キロワット当たり5万円（限度額 250 万円、事業所が省エネルギー性能優良施設機能である場合は限度額 500 万円）

11239

埼玉県

坂戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
中小企業等で生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた者 ※中小企業とは、次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人に所有されている法人等を除く。 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人 ② 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人		固定資産税の課税標準を3年間1/2(1.5%以上の賃上げ表明)又は5年間1/4(3%以上の賃上げ表明)とする。	一定の要件を満たす減価償却資産	最長5年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
坂戸市工場誘致条例	H8.4 (改正 H20.3)	特定地域内への工場等の新設、移設 1.公害の発生のおそれがないこと 2.敷地面積 2,000 ㎡以上 3.延床面積 1,000 ㎡以上 4.常時雇用する従業員の数(創業等開始持までの採用予定人員を含む。)が 20 人以上	奨励金 ①工場等設置奨励金 ○当該年度に納付すべき固定資産税相当額に 1/2 を乗じて得た額を当該年度の翌年度に交付(4年間) ②雇用促進奨励金 ○操業等開始時に市内居住者を雇用した場合、1年継続するごとに交付、1人につき 10 万円 ○限度額 1事業所につき同一年度内 300 万円(3年間)

11241

埼玉県

鶴ヶ島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
鶴ヶ島市企業立地による雇用等の促進に関する条例	H27.1.1	製造業を営む企業（本社又はこれに準ずる~~本社~~機能を持つ事業所を市内に立地する場合も含む）及び流通業を営む企業が、以下のアからウまでの要件を全て満たす規模で、事業所を新設する場合又は増設等を行う場合 ア　敷地面積が 3,000 平方メートル以上 イ　延床面積が 1,000 平方メートル以上 ウ　常時雇用従業員（雇用保険加入者）数が 20 人以上	(1)企業に交付する奨励金 ①市内在住者雇用奨励金 操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に市内に住所を有する者を従業員として継続して1年以上雇用した場合、当該雇用した者の数に 30 万円を乗じて得た額を交付 ②従業員転入促進奨励金 市外に住所を有する従業員のうち、操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に市内に転入し、転入の日後1年以上継続して市内に住所を有している者の数に 30 万円を乗じて得た額を交付 ※企業に対する奨励金の限度額は、①と②の合算額が、3年度間で 9,000 万円まで (2)従業員に交付する奨励金 ・従業員持家取得促進奨励金 市内に自らが居住する住宅を所有していない従業員が、操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に市内で住宅を取得した場合で、住宅を取得した日から5年が経過する日まで引き続き当該住宅に居住する意思を持つ者に 50 万円を交付 ※1戸の住宅に対し1人のみ、1回に限り交付 企業立地による雇用等の促進に関する奨励制度のご案内 https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page002494.html

11242

埼玉県

日高市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
日高市特定施設設置奨励金交付要綱	平成 12 年 6 月 20 日	・特定施設の敷地面積が 9,000 平方メートル以上であること ※特定施設：市の企業誘致施策に適合する特定施設をいう。 ・発掘調査費用が 1,000 万円を超えていること	埋蔵文化財包蔵地に当たる立地企業に対し、埋蔵文化財調査費を一部負担する。

11326

埼玉県

毛呂山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
毛呂山町企業誘致促進条例	H21.10 H30.4 改正 R6.4　改正	町内に事業所を新設、移設又は増設する企業 1.敷地面積 3,000 ㎡以上 2.延床面積 1,500 ㎡以上 3.公害の発生のおそれのないこと	奨励金 〇町内在住者雇用奨励金 ・事業開始の日前6ヶ月から事業開始の日後6ヶ月までの間に、町内に住所を有する者を正規従業員として新規雇用し、当該雇用の日から1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ継続して雇用している場合、1人につき 30 万円を奨励金として交付（1回限り、上限額 300 万円） 〇従業員転入奨励金 ・町外に住所を有する正規従業員の方が、事業開始の日前6ヶ月から事業開始の日後6ヶ月までの間に町内に転入し、当該転入の日から 1 年を経過した日において引き続き町内に住所を有し、かつ継続して雇用されている場合、1人につき 30 万円を奨励金として交付（1回限り、上限額 300 万円）

11327

埼玉県

越生町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新設 (1)敷地面積 1,000 ㎡以上 (2)延床面積 500 ㎡以上 (3)公害発生がないこと	常時雇用従業員数　5	初年度 課税免除 2年度 0.28/100 3年度 0.56/100	固定資産税 （工場適地および工業系土地利用区域等）	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
越生町水道事業給水条例	H10.3 (H27.4 改正)	水道使用量が1ヶ月に 10,000 ㎥以上になると見込まれる使用者	水道料金を協議により減額
越生町サテライトオフィス開設事業補助金交付要綱	R2.5.1	事業を営む法人又は個人であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。 (1)テレワークを行うためのサテライトオフィスを新規に開設するものであること。 (2)サテライトオフィスを所有又は賃借するものであること。 (3)サテライトオフィスの開設から1年を経過していないこと。 (4)サテライトオフィスの開設後、サテライトオフィスにおける業務を3年以上継続することが見込まれること。 (5)開設したサテライトオフィスにおいて、従業者が3人以上就労していること。 (6)町税の滞納がないこと。	【対象経費】 サテライトオフィス開設における新築又は改修に要する経費並びに付帯設備の設置に要する経費 【補助率等】 3分の1以内。ただし、150 万円を限度とする。 【補助回数】 1回限り

11341

埼玉県

滑川町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
滑川町企業誘致条例	H21.9.15	町内に新設（町内に新たに事業所を設けること）または、増設（継続して5年以上の期間町内に事業所を有する企業等が当該事業所の敷地内又は町内の新たな場所に事業所を設けること）により、事業所を設けること。 ①それぞれの誘致地域（東松山工業団地内を除く。）における用途に適合した事業所を新設又は増設すること。 ②事業の用に供する土地の面積が3,000平方メートル以上又は投下固定資産額が2億円以上であること。増設の場合は土地の面積が1,500平方メートル以上又は投下固定資産額が1億円以上であること。 ③操業開始の予定期日が誘致地域の土地譲渡契約後3年以内であること。ただし、増設の場合は、この限りでない。 ④事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置を講じていること。 ⑤滑川町工業立地行政推進委員会の審査を経て立地する企業等であること。 ⑥事業内容が立地場所にふさわしいものであり、産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること。	指定企業に対して当該指定にかかる事業所に賦課される固定資産税に相当する額の範囲内において奨励金を交付する。 前項の規定による奨励措置を講ずる期間は、事業所の主たる施設が操業を開始した日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年以内（以下「交付対象期間」という。）とする。 奨励金の各年度の交付時期は、交付対象期間における各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度とする。 各年度に交付する奨励金は、前項の固定資産税額に次に掲げる割合を乗じて得た額（当該割合を乗じて得た金額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該金額を切り捨てた額）を奨励金として交付することができる。 第1年度　固定資産税に相当する額の100分の100以内 第2年度　固定資産税に相当する額の100分の75以内 第3年度　固定資産税に相当する額の 100 分の 50 以内 （この条例は、平成 33 年3月 31 日限り、その効力を失う。）

11342

埼玉県

嵐山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
嵐山町企業誘致条例	H26.3 R5.12　改正	・嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地内の土地を埼玉県企業局から取得している企業であること。 ・事業所の敷地面積 1,000 ㎡以上であること。ただし、増設の場合（敷地を拡張した場合に限る。）は、拡張した部分の敷地面積が 500 ㎡以上であること。 ・事業所の延床面積が 500 ㎡以上であること。ただし、増設の場合は、増加した部分の延床面積が 250 ㎡以上であること。 ・公害を発生させる恐れがないこと。 ・町税等の滞納がないこと。 ・常時雇用する従業員が 10 人以上であること。	・企業奨励金 取得または賃借した土地、建物及び償却資産に対して課された固定資産税に相当する額を事業所の事業開始の翌年度から3年度分交付します。（増設の場合には、固定資産税額に相当する額には償却遺産分は含みません。） ・雇用促進奨励金 事業開始前6ヶ月の間に常時雇用（契約社員を含む）された町民が、事業開始1年経過後に引き続き町内に住所を有し、かつ継続雇用されている場合、1人あたり 10 万円を交付します。（1回限り、限度額 300 万円） ・従業員転入奨励金 正規雇用の従業員が事業開始後6ヶ月の間に町内へ転入し、事業開始1年経過時に引き続き町内に住所を有し、かつ継続雇用されている場合、対象者1人あたり 10 万円を交付します。（1回限り、限度額 300 万円） ・水道加入金の減額措置 水道加入金相当額に2分の1を乗じて得た額を減額します。（1回限り、限度額 500 万円）

※詳しくは https://www.town.ranzan.saitama.jp/0000001630.html をご覧ください。

11343

埼玉県

小川町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
小川町起業創業等支援補助金（空き店舗等利活用事業）	R7.4	・空き店舗等における営業を、1日のうち午前9時～午前0時までの少なくとも3時間以上かつ該当月の半数以上の日数の営業を行うことができ、2年以上継続して行う見込みがあること ・空き店舗等の所有者でないこと ・1か月以上かつ4回以上の経営支援を事業開始前に事業サポート機関（小川町商工会）から受けること ・交付申請前までに事業サポート機関（小川町商工会）の支援を受けて策定した事業計画等について、審査会の承認を得た者であること ・町税等の滞納がないこと ・町内の都市機能誘導区域及び居住誘導区域内の空き店舗等を賃貸借して営業すること など	・内外改修及び設備工事に係る経費 （当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲内のものに限る。） (1)1,000,000円 都市機能誘導区域内の店舗を改修する場合 (2)800,000円 居住誘導区域内の店舗を改修する場合 ※補助金交付上限額は、①又は②のいずれかとする。

※詳しくは https://www.town.ogawa.saitama.jp/gyosei/shigoto_sangyo/sangyoshinko/2/3461.html
をご覧ください。

11347

埼玉県

吉見町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
吉見町企業等誘致に関する条例	H19.9	(1)誘致地域に新設の場合　事業の用に供する土地の面積が 3,000 ㎡以上又は投下固定資産額が2億円以上であること (2)誘致地域に増設の場合　事業の用に供する土地の面積が 1,500 ㎡以上又は投下固定資産額が1億円以上であること	○企業立地奨励金 第1年度　固定資産税に相当する額の 100/100 以内 第2年度　固定資産税に相当する額の 75/100 以内 第3年度　固定資産税に相当する額の 50/100 以内
		企業立地奨励金を受ける指定企業が、町内に在住する者を常時に雇用する従業員として新規雇用し、継続して1年以上雇用した場合	○雇用奨励金 1人につき 10 万円 限度額 300 万円 （交付回数1回限り）

11348

埼玉県

鳩山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
鳩山町企業誘致条例	R7.7	○交付要件 次の各号いずれにも該当すること。 (1) 鳩山町の基本構想及び基本構想に基づく諸計画において掲げた産業誘導を進める区域で、その用途に適合した事業所を新設すること。 (2) 事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置を講じていること。 (3) 事業内容が立地場所にふさわしいものであり、産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること。	奨励金 ○雇用推進奨励金 事業を開始するに当たり、町内に住所を有する者を新たに雇用し、その雇用した者を雇用した日から 1 年以上継続して雇用した者 1 人当たり 10 万円（500 万円を限度、交付期間の2年目に1回限り）を交付。 ○省エネルギー設備等設置奨励金 省エネルギー設備（雨水を利用する施設、太陽光発電を行う施設等の自然環境を保全する施設をいう）の設置に要した額に、10 分の 1 を乗じて得た額（500 万円を限度、交付期間内に1回限り）を交付。 ○企業奨励金 事業所の敷地面積が 3,000 平方メートル以上で、かつ、建物の各階の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上あり、常時雇用する従業員の数（操業開始時までの採用予定人員を含む。）が 20 人以上である事業所に対し、企業奨励金の交付を受けようとする年度内に納付すべき事業所の敷地等に課された固定資産税の額に 10 分の5以内で規則で定める割合を乗じて得た額（限度額は1年度につき 5,000 万円、3年間）を交付。

※詳しくは https://www.town.hatoyama.saitama.jp/jigyousha/kigyo/page004056.html をご覧ください。

11349

埼玉県

ときがわ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画における集積区域内 ○県知事による地域経済牽引事業計画の承認 ○最低取得金額1億円を超える	―	初年度 10/10 減額 2年度 8/10 減額 3年度 6/10 減額	固定資産税	3年間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴い、令和４年４月１日から令和８年３月３１日までに製造業等の用に供する機械及び装置、建物を取得（資本金 5,000 万円超は新増設に限る）した場合 ※土地については、課税免除の対象となる建物の敷地としており、かつ、当該土地を取得した日の翌日から起算して１年以内に、当該建物の建設の着手があった場合に限り対象。 《製造業・旅館業》 ・資本金 5,000 万円以下 ⇒取得価格 500 万円以上 ・資本金 5,000 万円超１億円以下 ⇒取得価格 1,000 万円以上 ・資本金１億円超 ⇒取得価格 2,000 万円以上 《農林水産物等販売業情報サービス業等》 ・資本金の区分なし ⇒取得価格 500 万円以上	―	課税免除	固定資産税	３年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
ときがわ町企業立地支援条例	H20.3	埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画における集積区域内 ○県知事による地域経済牽引事業計画の承認 ○最低取得金額1億円を超えるもの ※農林漁業及びその関連業種に係るものにあっては 5,000 万円を超えるもの	奨励金 ○不均一課税期間内、町民を引き続き雇用した場合、一人当たり 30 万円の雇用奨励金 （一企業 1,500 万円を限度）

11361

埼玉県

横瀬町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
横瀬町中小企業経営基盤強化支援補助金交付要綱(新規創業支援補助金)	H27.4	次に掲げる要件を備える中小企業者 (1)町内に本店又は支店若しくは営業所を有すること (2)次のいずれかに該当する者で、平成25 年4月1日以降、町内に本店又は支店若しくは営業所を新たに設置した者 ア. 事業の用に供する建物を新築・増築・改築した者 イ. 事業の用に供する建物を賃借している者 (3)町税の滞納がないこと (4)過去に同一の事業について本補助金の交付を受けていないこと	補助金 ○補助金額 (1)新築・増改築の場合 操業開始後の当該建物に係る年間固定資産税相当額(一年度につき 50 万円を限度) (2)賃借の場合 操業開始後の当該建物に係る年間賃料(共益費及び光熱水費を除く)の 10%に相当する額(一年度につき 20 万円を限度) ○補助期間 操業開始日の属する年度の翌年度(操業開始日が1月1日から3月 31 日までの間にある場合は翌々年度)から起算して最大3年度
横瀬町創業資金借入利子補給金交付要綱	H28.4	町内で創業後2年未満の企業で町税の滞納がない者	利子補給 ○対象資金 埼玉県制度融資資金及び株式会社日本政策金融公庫が実施する融資制度資金のうち、創業者を対象とするもの ○利子補給金の額 借入金に対する前年の年間支払利子額(延滞利子を除く)の全額(一企業につき年間 20 万円を限度) ○対象期間 融資契約ごとに利子償還開始月から3年間

11362
埼玉県
皆野町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
皆野町企業誘致条例	H20.3	○企業要件 公害の発生するおそれがなく、工場、倉庫等と附属した関連施設を設置する事業所で、次に掲げる以外の企業 大規模小売店舗立地法2条2項に規定する小売業、葬儀業、遊戯業、産業廃棄物処理業、宗教 ○指定要件 事業所用地面積 新設　1,000 ㎡以上 増設・移設　500 ㎡以上 事業所延床面積 新設　500 ㎡以上 増設・移設　250 ㎡以上 常時雇用従業員 町内居住者1人以上 ○指定の取り消し 公害の発生するおそれがあり、その措置を講じなかったとき。町税を滞納したとき等	奨励金 ①固定資産税相当額奨励金 事業所用の取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税相当額 課税年度から3年間交付 ②上水道加入金及び下水道分担金相当額奨励金 納付した加入金(消費税及び地方消費税を除いた額)及び分担金相当額の1/2 を乗じた額を予算範囲内で交付 300 万円を限度(1,000 円未満の端数は切り捨て)
皆野町企業誘致奨励金交付要綱	H20.3	○交付対象者 企業誘致条例に基づく立地企業へ、賃貸借契約をして用地を提供した地主 ただし、町税を滞納していない者	奨励金額 ①企業立地した土地に係る固定資産税額の 1/2 を乗じた額(100 円未満は切り捨て) ②奨励金交付期間 企業立地し事業開始後の課税年度から3年間

11363

埼玉県

長瀞町

〈奨励金等、優遇措置等〉

適用基準	措置事項
(1)事業所の敷地面積が 1, 000 平方メートル以上であること。 増設の場合は敷地面積は問いません。 (2)事業所の延床面積が 500 平方メートル以上であること。 増設の場合は、増加した部分の延床面積が 250 平方メートル以上であること。 (3)事業所の投下固定資産の取得費の合計が 5, 000 万円以上であること。 (4)公害を発生させるおそれがないこと。 (5)町内に在住する者の 1 人以上の新規雇用があること。	1、施設奨励金 投下固定資産に対して課せられた固定資産税に相当する金額を、事業開始後最初に課せられる年度から起算して 3 年間交付します。 2、雇用促進奨励金 新規雇用した者のうち長瀞町企業誘致条例施行規則第 6 条で定める要件に該当する者の数に 10 万円を乗じて得た金額(上限 300 万円)を 1 回限り交付します。 3、法人町民税奨励金 事業開始の属する翌年度に係る本町が課税する法人町民税に相当する金額(上限 100 万円)を 1 回限り交付します。 4、水道加入金相当額奨励金 水道加入金(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)に相当する金額(上限 300 万円)を交付します。 5、埋蔵文化財調査奨励金 埋蔵文化財調査に要した費用の2分の1に相当する金額(上限 500 万円)を 1 回限り交付します。

11365

埼玉県

小鹿野町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
小鹿野町企業誘致条例	H26.4	○企業要件 公害の発生するおそれのない事業所、規則で定める要件を有するもの ○指定要件 ・事業所用地面積 新設　1,000 ㎡以上 増設　500 ㎡以上 ・事業所延床面積 新設　500 ㎡以上 増設　250 ㎡以上 ・投下固定資産の取得費 合計額3千万円以上 ・常時雇用従業員 町内居住者1名以上の新規雇用 ○指定の取り消し 公害の発生するおそれがあり、その措置を講じなかったとき。町税を滞納したとき等	奨励金 ①施設奨励金 ・投下固定資産に課される固定資産税相当額 ・課税年度から3年間交付 ②雇用促進奨励金 ・1人当たり 10 万円 ・1回限り交付、限度額 300 万円 ③法人町民税奨励金 ・法人町民税相当額 ・1回限り交付、限度額 100 万円 （新設の場合） ④水道加入金相当額奨励金 ・1回限り交付、限度額 300 万円 （新規加入の場合）
小鹿野町企業誘致奨励金交付要綱	H26.4	○交付対象者 企業誘致条例に基づく立地企業へ、賃貸借契約をして用地を提供した地主	奨励金 ○企業立地した土地に係る固定資産税額の 1/2 を乗じた額 ○課税年度から3年間交付

11383

埼玉県

神川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
―	―	不均一課税 0.35/100	固定資産税 (過疎地域に係るもの)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
神川町企業誘致条例	H18.1 H27.9 改正	○対象産業 農業、林業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業 ○交付要件 次の①または②のいずれかに該当すること。 ① 新設しようとする事業所の用地面積が3,000 平方メートル以上、増設にあっては、1,500 平方メートル以上で、かつ、事業所の事業開始に伴い、町内に居住する者の1人以上の新規雇用があること。 ② 新設しようとする事業所の投下固定資産額が1億円以上、増設にあっては5千万円以上で、かつ、事業所の事業開始に伴い、町内に居住する者の1人以上の新規雇用があること。	奨励金 ○施設奨励金 企業が取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を3年間交付。 ○雇用促進奨励金 企業が新規雇用した者の数に 15 万円を乗じて得た額(300 万円を限度とし、1回限り)を交付。 ○法人町民税奨励金 企業が事業開始の日の属する年度の翌年度に係る法人町民税に相当する額(100 万円を限度とし、1回限り)を交付。 ※事業所の新設を行った場合に限る。 ○埋蔵文化財調査奨励金 企業が取得した土地において、埋蔵文化財調査に要した費用の2分の1に相当する額(500 万円を限度とし、1回限り)を交付。

11385

埼玉県

上里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
上里町企業誘致条例・施行規則	H21.9.15 R4. 4.1 改正 R4. 12.1 改正	○対象業種:製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、※卸売業、小売業 ただし、次々項のイに該当し、かつ経済の活性化及び雇用創出に資すると町長が認めるときは業種を問わない。 農産法産業導入地区においては、経済の活性化及び雇用創出に資すると町長が認める施設の場合は業種を問わない。 ○公害のおそれのない事業所 ○次のいずれかに該当すること。ただし、土地を賃借する場合は、イに該当すること ア　事業所用地の面積が 3,000 ㎡以上、かつ町内居住者1人以上の新規雇用者 イ　新設した事業所の投下固定資産額1億円以上、かつ町内居住者1人以上の新規雇用者 ※卸売業、小売業については資本金5億円以上の事業者であり、本店(従業員数が 100 人超)の登記上所在地を本町内に置くこと	○土地・家屋・償却資産の固定資産税相当額(賃貸借の場合、賃借料が上限)を3年間補助。農産法産業導入地区においては6年間補助 ○新規雇用者(町民で1年以上継続雇用)1人当たり 10 万円を補助(1回・限度額 300 万円) ○法人町民税相当額の1年度分を補助(1回・限度額 100 万円) ○水道加入金相当額を補助(1回・限度額 2,000 万円) ○埋蔵文化財調査に要した費用の 1/2 に相当する額(3年以内・1回・限度額 500 万円)を補助。農産法産業導入地区においては6年以内・新規及び敷地拡張時に各1回同様に補助

11408

埼玉県

寄居町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場等の投下固定資産額 10億円以上 敷地面積1万㎡以上 延床面積 5,000 ㎡以上 土地取得後、3年以内に工場等の操業を開始すること	常時雇用する従業員数 20 人以上(うち町内に住所を有する雇用者数 10 人以上)	課税免除	固定資産税(土地、家屋及び償却資産(機械及び装置に限る))(特定地域に工場等の新設)	3か年度

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
寄居町企業誘致条例	H20.3	特定地域に工場等の新設 1.投下固定資産額 3,000 万円以上 2.敷地面積 3,000 ㎡以上 3.常時雇用する従業者数 10 人以上、うち町内に住所を有する雇用者数5人以上 4.土地取得後、3年以内に工場等の操業を開始すること	奨励金 ○工場等に対する固定資産税相当額(土地、家屋及び償却資産(機械及び装置に限る)を3か年度奨励金として交付 ただし、税の免除措置を受けたものを除く
		特定地域に工場等の新設又は増設 1.投下固定資産額 10 億円(増設5億円)以上 2.敷地面積1万㎡(増設 5,000 ㎡)以上 3.延床面積 5,000 ㎡(増設 2,500 ㎡)以上 4.常時雇用する従業者数20人(増設 10 人)以上、うち町内に住所を有する雇用者数 10 人(増設5人)以上 5.町と企業誘致環境整備事業に関する協定を締結すること 6.土地取得後、2年以内に工場等の建設に着手すること	企業誘致環境整備事業 ○町施行のインフラ整備事業(道路の新設・改良) ○町は工事と設計監理を行う ○町が負担する費用は工事費のみで、上限額1億円

11465
埼玉県
松伏町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
松伏町企業立地に係る雇用促進奨励金交付要綱	H30.2	○松伏町に事業所を新設、増設又は移設する企業 1.事業所の敷地面積が3,000平方メートル以上であること ただし、増設の場合は、拡張した部分の敷地面積が 1,500 平方メートル以上であること 2.事業所の延床面積が1,500平方メートル以上であること ただし、増設の場合は、増加した部分の延床面積が 750 平方メートル以上であること 3.公害を発生するおそれがないこと 4.町税の滞納がないこと 5.　事業所において、常時雇用する従業員数が10人以上であること	○雇用促進奨励金 (交付要件) 新設等に伴い、認定事業者が常時雇用する従業員で、町内に住所を有するもののうち、事業所における事業開始の日前6月から事業開始の日後6月までの間に新規に雇用された従業員が事業開始の日から1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合 (交付額及び回数) 交付要件に該当する従業員数に1人当たり10万円を乗じて得た額(その額が 300 万円を超えるときは、300 万円とする。)を1回に限り交付する。